

●香川県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年7月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年6月1日	医療法人社団つばき会 牟礼病院	小豆郡小豆島町安田甲33番地
平成21年6月1日	医療法人社団海星 みなと診療所	小豆郡土庄町伊喜末81番地32
平成21年6月1日	京町薬局 室町店	坂出市室町2丁目7番18号
平成21年7月1日	有限会社 石川薬局	観音寺市観音寺町甲3027-6